

## 2 発電設備の認定状況

### (1) 認定の取消し等の状況

調査の結果	説明図表番号
<p>固定価格買取制度の適用を受けようとする発電事業者は、再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該発電設備の仕様が決定していることその他の基準に適合することについて経済産業大臣の認定を受けることができる（法第6条、施行規則第8条）。</p> <p>平成26年度までに認定を受けた太陽光発電設備については、設備認定時又は電力会社への接続契約申込時のいずれか遅い方の買取価格が適用されることとなっており（平成24年経済産業省告示第139号第1項、第2項及び第3項）、設備認定を受けてから接続契約を申し込む場合が多いことから、通常は、接続契約申込時の買取価格が適用されている。太陽光発電設備の中には、設備認定を取得し、接続契約を申し込んで買取価格を確定させておきながら、太陽光パネルの価格低下を見込んで発電設備の発注や建設工事の着手を行わない案件が存在するといわれている。太陽光パネルの価格の低下等を反映して太陽光発電の買取価格が年々低下していることから、認定を受けながら理由なく着工に至らない太陽光発電設備について一度適用された買取価格の適用を維持することは、発電事業者に過剰な利益を与え、ひいては電気使用者の負担を増加させるおそれがある。</p> <p>このため、経済産業省は、運転開始に至っていない出力400kW以上の太陽光発電設備を対象に、法第40条に基づく報告徴収を行い、場所及び設備が未決定であると認められたものについては、聴聞を経た上で認定を取り消すこととし、平成24年度に認定した設備については25年9月から、25年度に認定した設備については26年8月からそれぞれ報告徴収を行っている。</p>	<p>表 2-(1)-①</p> <p>表 2-(1)-①（再掲）</p>
<p>また、同省は、平成26年度以降に申請が到達したものから、出力50kW以上の太陽光発電設備については、認定後180日を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない場合、原則として認定が失効する取扱いとし（注）、例外として電力会社との接続協議が長引く場合等には90日又は180日の延長を認めることとしている。</p> <p>（注）平成27年度から電力系統への接続手続が変更されたことに伴い、27年4月1日以降の認定から、場所及び設備の決定期限は、認定後270日となった。</p> <p>なお、認定、報告徴収及び認定の取消しに係る事務については、経済産業大臣から経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長に委任されている。</p> <p>今回、内閣府沖縄総合事務局を除く調査対象8経済産業局における平成24年度に認定を受けた設備についての認定の取消状況、平成26年度認定設備についての認定の失効状況等を調査した結果は、以下のとおり</p>	<p>表 2-(1)-②</p>

である。

#### ア 認定の取消状況

8 経済産業局において報告徴収の対象となった 4,650 設備（平成 24 年度に認定を受けた設備）のうち、報告徴収の取りまとめ結果の公表時点（平成 26 年 2 月 14 日）で運転開始に至っていなかったものは 3,198 設備となっている。

当該 3,198 設備についての平成 26 年 12 月 15 日時点での運転開始状況を当省が調査したところ、①運転開始済みのものは 1,370 設備（42.8%）、②廃止の届出があったものは 247 設備（7.7%）、③認定が取り消されたものは 56 設備（1.8%）、④運転開始に至っていないものは 1,525 設備（47.7%）となっている。

#### イ 聴聞の実施状況

平成 26 年 12 月 15 日時点で運転開始に至っていない 1,525 設備について、聴聞の実施状況を調査したところ、①聴聞を実施したものは 60 設備（3.9%）、②報告徴収後に場所及び設備の決定が確認されたため聴聞を実施しなかったものは 1,399 設備（91.7%）、③電力会社と接続協議中であることが確認できたため聴聞を猶予しているものが 66 設備（4.3%）となっている。

聴聞を実施した 60 設備については、①場所及び設備の決定が確認されたものは 53 設備（88.3%）、②電力会社と接続協議中であることが確認できたため取消しを猶予しているものは 3 設備（5.0%）、③場所の占用不許可処分等について審査請求中であることが確認できたため取消しを猶予しているものは 1 設備（1.7%）、④平成 26 年 12 月 15 日以降に認定が取り消されたものは 1 設備（1.7%）、⑤同日以降に廃止の届出があったものは 2 設備（3.3%）となっている。

なお、聴聞を猶予している発電設備について、経済産業省は、電力システムの制約から接続協議が長引いているものについては電力会社に接続可否の精査を依頼しており、接続承諾が得られたものから順次、聴聞を実施するとしている。

#### ウ 場所及び設備の決定が確認された発電設備の運転開始状況

運転開始に至っていない上記 1,525 設備のうち、場所及び設備の決定が確認された発電設備（場所の占用不許可処分等について審査請求中であることが確認できたため認定の取消しを猶予している設備等を含む。）から任意に 104 設備を抽出して調査したところ、発電事業者に運転状況を確認できた 88 設備の運転開始状況は、①運転開始済みのもの又は運転開始の見通しが立っていると考えられるものは 81 設備（92.0%）、②廃止の届出があったもの又は廃止の届出を検討している

表 2-(1)-③

表 2-(1)-④

表 2-(1)-⑤

表 2-(1)-⑥

<p>ものは3設備(3.4%)、③運転開始の見通しが立っていないと考えられるものは4設備(4.5%)となっている。</p> <p>運転開始の見通しが立っていないと考えられる4設備のうち、1設備については、場所及び設備が決定していないため経済産業局が聴聞を実施したところ、建設予定地の占用及び工作物設置不許可処分について審査請求を行っていることが判明しており、審査請求の結果によっては認定を取り消し得るものとなっている。残りの3設備については、場所及び設備が決定しているため、認定の取消要件には該当しない。</p>	<p>表 2-(1)-⑦</p>
<p><b>エ 認定の失効状況</b></p> <p>8 経済産業局において、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請が到達し、かつ、認定時に場所及び設備が決定されていなかった出力 50kW 以上の太陽光発電設備のうち、同年 12 月 15 日現在で認定後 180 日を経過した 32 設備についてその失効状況を調査したところ、①失効したものは 11 設備 (34.4%)、②廃止の届出があったものは 2 設備 (6.3%)、③運転開始済みのは 1 設備 (3.1%)、④場所及び設備が決定していると確認されたものは 15 設備 (46.9%)、⑤期間を延長したものは 1 設備 (3.1%)、⑥審査中のものは 2 設備 (6.3%) となっている。</p>	<p>表 2-(1)-⑧</p>

表 2-(1)-① 発電設備の認定に関する法令

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法<抜粋>  
(再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等)

第6条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3～5 (略)

6 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

7・8 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第40条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者、一般送配電事業者等若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2～5 (略)

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則  
<抜粋>

(認定基準)

第8条 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。

三～十三 (略)

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-② 認定の失効に関する通知

○ 「平成 26 年度の認定運用を変更します」（平成 26 年 3 月 25 日資源エネルギー庁）

<抜粋>

固定価格買取制度の認定について、平成 26 年 4 月 1 日に到達した申請から、以下の通り運用を開始します。

1. 場所及び設備の確保に関する期限の設定について

経済産業省では、「認定を受けながら理由なく着工に至らない案件がある」との指摘を受けて、平成 25 年 9 月から、平成 24 年度中に認定を受けた運転開始前の太陽光発電設備（400kW 以上）に対し法に基づく報告徴収を実施したところ、認定後 1 年弱の期間を経てもなお場所も設備も確保されておらず、買取価格を維持することが妥当とは思われない案件の存在が明らかになりました。

このため、平成 26 年 4 月 1 日以降に認定の申請が到達した案件に対しては、認定後 180 日を経てもなお場所及び設備の確保が書類により確認できない場合、認定が失効するよう、運用することとします。具体的な措置内容は、以下の通りです。

- (1) 対象設備：50kW 以上の太陽光発電設備
- (2) 確認内容：認定に係る場所及び設備の確保の有無
- (3) 確認のために要する書類：
  - ①場所関係：登記簿謄本  
設備を設置する土地等が他人所有（当該認定者との共有を含む。）の場合は、登記簿謄本に加え、当該認定者に当該土地等を使用する権原が当該設備の運転期間中において帰属することを示す契約書等の書面
  - ②設備関係：契約書、若しくは発注書及び発注請書、又は自ら製造していることを証明する書面
- (4) 書類の提出方法：  
申立書と (3) の書類を、認定を受けた各経済産業局に下記期限までに提出（必着）
- (5) 書類の提出期限：  
認定書に記載された認定日の翌日から起算して 180 日後（この日が、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する休日の場合には、翌開庁日とする）
- (6) 書類の提出がない場合の効果：  
認定は失効する。再度認定を受ける場合は、改めて認定申請が必要
- (7) 例外的措置：
  - ①電力会社との連系協議が長引く場合  
ア) 電力会社への接続契約の申込みの受領から連系承諾通知の発信までの期間が、認定日以降 (5) の期限までの間に、90 日を超えた事実がある場合は、電力会社による証明書を (5) の期限までに提出すること（必着）により、期限を、認定書に記載された認定日の翌日から起算して 270 日後まで延長する。  
イ) 上記ア) の措置を受けた場合において、電力会社への接続契約の申込みの受領

から連系承諾通知の発信までの期間が、認定日以降、ア)の措置により付与した期限までの間に、180日を超えた事実がある場合は、電力会社による証明書をア)の措置により付与した期限までに提出すること(必着)により、期限を、認定書に記載された認定日の翌日から起算して360日後まで延長する。

②被災地域にて申請する場合

(略)

(注) 1 下線は当省が付した。

なお、この認定運用の変更については、認定に附款(一定期間内に土地及び設備の確保がきかない場合には自動的に認定の効力を失わせるという解除条件)を付すものという説明がなされている(総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会買取制度運用ワーキンググループ第3回議事録)。

2 平成27年度からの運用変更については、「場所及び設備の確保に関する期限の設定について」(平成27年3月25日資源エネルギー庁)。

表 2-(1)-③ 平成 24 年度に認定を受けた出力 400kW 以上の太陽光発電設備に関する認定の取消状況

(単位：設備、%)

経済産業省による報告徴収結果 (26年2月14日公表)		その後の運転状況等 (26年12月15日時点) (注2参照)			
運転開始 に至って いない	①場所及び設備ともに決定 ②場所又は設備のいずれかのみ決定 ③接続協議中・被災地 ④上記以外	廃止 C	取消し D	運転開始 に至って いない	
	A				
	1,569	3	—	496	
	780	52	8	515	
	187	37	3	138	
	564	99	40	352	
	98	56	5	24	
	小計	247	56	1,525	
	(100)	(7.7)	(1.8)	(47.7)	
⑥運転開始済み	1,047				
⑦設置断念	405				
	合計				
	4,650				

⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

(注) 1 「経済産業省による報告徴収結果 (26年2月14日公表)」は、平成26年2月14日に経済産業省が公表した「太陽光発電設備に関する報告徴収の結果について」による (調査対象としない内閣府沖縄総合事務局管内分を除く)。

「③接続協議中・被災地」とは、電力会社との接続協議が継続中、被災地域であり地権者の確定や除染等に時間を要している案件である。また、「⑤未提出等」とは、報告徴収の回答未提出案件に加え、形式的に不備があり内容の確認が行えない案件又は設備設置を断念すると回答しているにもかかわらず廃止届が提出されていない案件である。

2 「その後の運転状況等 (26年12月15日時点)」は、当省の調査結果による。各件数については以下のとおりとなっている。

(1) 「運転開始」欄は、費用負担調整機関から提供された平成26年9月末の設備数

(2) 「廃止」及び「取消し」欄は、経済産業省が把握している平成26年12月15日現在の設備数。「-」は取消しの対象とならないことを示す。

(3) 「運転開始に至っていない」欄は、A - (B+C+D) で算出した設備数

表 2-(1)-④ 運転開始に至っていない発電設備についての聴聞の実施状況

(単位：設備、%)

経済産業局名	③場所及び設備にも決定		④場所又は設備のいずれかの みが決定				⑤接続協議中・被災地				⑥上記以外				⑦未提出等		合計
	場所		聴聞実施済み		聴聞不実施		聴聞実施済み		聴聞不実施		聴聞実施済み		聴聞不実施		聴聞実施済み		
	及び設備に決定		調査時点で聴聞実施済み	調査時以降に聴聞実施済み	調査時点で聴聞実施済み	調査時以降に聴聞実施済み	聴聞実施済み	聴聞不実施	聴聞実施済み	聴聞不実施	聴聞実施済み	聴聞不実施	聴聞実施済み	聴聞不実施	聴聞実施済み	聴聞不実施	
北海道経済産業局	38		0	0	50	6	2	24	27	2	0	10	1	2		162	
東北経済産業局	40		0	0	52	0	2	33	0	4	0	15	0	0		146	
関東経済産業局	147		0	0	135	0	0	18	0	22	0	84	0	13		419	
中部経済産業局	21		0	0	29	0	0	6	0	0	0	16	0	7		79	
近畿経済産業局	51		0	0	53	0	0	2	0	1	0	27	0	1		135	
中国経済産業局	50		1	0	54	0	0	0	5	2	0	30	0	0		142	
四国経済産業局	24		0	1	19	0	0	8	0	5	1	8	0	0		66	
九州経済産業局	125		1	0	99	15	1	5	5	15	0	102	7	1		376	
小計	496		3	491	21	515	5	96	37	52	292	8	24		1,525		
合計	496			515	138	352										1,525	

聴聞実施済み	60 ( 3.9)
聴聞不実施	1,399 (91.7)
聴聞猶予	66 ( 4.3)

(注) 当省の調査結果による。「調査時点で聴聞実施済み」とは平成 26 年 12 月 15 日時点で聴聞を実施済みのものであり、「調査時点以降に聴聞実施」とは、同日以降、当省による経済産業局への実地調査時点までに聴聞を実施済みのものである。



表 2-(1)-⑤ 聴聞を実施した設備の場所及び設備の決定等の状況

(単位：設備、%)

区分	設備数
場所及び設備の決定が確認されたもの	53 ( 88.3)
電力会社と接続協議中であることが確認できたため取り消しを猶予しているもの	3 ( 5.0)
場所の占用不許可処分等について審査請求中であることが確認できたため取り消しを猶予しているもの	1 ( 1.7)
平成 26 年 12 月 15 日以降に認定が取り消されたもの	1 ( 1.7)
同日以降に廃止の届出があったもの	2 ( 3.3)
合計	60 (100)

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑥ 場所又は設備の決定が確認された発電設備の運転開始状況

(単位：設備、%)

区分	設備数
調査対象設備	A 104
発電事業者が運転状況を確認できなかったもの	B 16
A - B	88 (100)
内訳	
運転開始済みのもの又は運転開始の見通しが立っていると考えられるもの	81 ( 92.0)
廃止の届出があったもの又は廃止の届出を検討しているもの	3 ( 3.4)
運転開始の見通しが立っていないと考えられるもの	4 ( 4.5)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 割合は、四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない。

表 2-(1)-⑦ 運転開始の見通しが立っていないと考えられる発電設備の状況

経済産業局名	発電事業者から当省が聴取した内容等
東北経済産業局	<p>発電設備 a については、報告徴収により場所及び設備のいずれも未決定であることが確認されており、平成 26 年 12 月 4 日に聴聞が実施されている。</p> <p>同設備については、発電事業者が、建設予定地（河川）の管理者である山形県知事の占用及び工作物設置不許可処分について国土交通大臣に審査請求を行い、原処分取消しの裁決があったため、再度の許可申請を行ったところ、再度不許可となり、現在、再度の審査請求を行っている。</p>

	<p>このため、発電事業者は、東北電力株式会社から系統接続の承諾も得ているが、事業開始の見通しは立っていないとしている。また、報告徴収時には平成27年2月10日としていた運転開始予定日を同年10月1日に変更している。</p> <p>東北経済産業局は聴聞を実施していることから状況を把握しており、二度目の審査請求の裁決を待って聴聞を再開したいとしている。</p>
東北経済産業局	<p>発電設備bについては、報告徴収により場所及び設備の決定が確認されており、平成26年3月31日には運転開始予定となっていた。</p> <p>しかしながら、造成途中に雨水により建設予定地から土砂が流出するとともに建設予定地全体に亀裂やくぼみが発生して、現状では発電設備の設置が困難となっている。このため、発電事業者は、造成工事の請負事業者に対して現状回復及び手付金の返金を求めたが、請負事業者は応じていない。</p> <p>発電事業者は、東北電力株式会社から系統接続の承諾も得ているため、請負事業者による現状回復等を待って事業を継続したいとしている。</p>
近畿経済産業局	<p>発電設備cについては、報告徴収により場所及び設備の決定が確認されており、平成27年9月1日には運転開始予定となっていた。</p> <p>しかしながら、発電事業者の予算額40億円（設備設置費35億円、土地造成費5億円）に対し、徴した見積額は57億円（設備設置費32億円、土地造成費25億円）と見積額が大幅に上回ったため、発電事業者は、運転開始予定日には運転を開始できないとしている。</p> <p>発電事業者は事業継続の意思を有しており、予算額に見合った土地造成の施工方法について検討しているとしている。</p>
四国経済産業局	<p>発電設備dについては、報告徴収により場所及び設備の決定が確認されているが、報告徴収時の運転開始予定日は未定となっている。</p> <p>発電事業者は、報告徴収においては、平成4年に埋め立てが終了した管理型産業廃棄物処分場跡地への設備設置を予定しているが、香川県と跡地形質変更に係る申請について協議中であるため、運転開始に至っていないとしている。</p> <p>報告徴収を1年4か月経過した当省の実地調査日現在（平成27年2月24日）においても、同発電事業者は、香川県と協議中であり、処分場の覆土の状況についても詳細を把握できていないため具体的な施工方法の検討には入っておらず、運転開始予定のめどは立っていないとしている。</p> <p>なお、当省が香川県廃棄物対策課に同発電事業者との協議状況について照会したところ、同課は、産業廃棄物処理施設軽微変更等の届出が必要となるため、まずは処分場の覆土を掘る深さや設備の重量が分かる資料を提出するよう同発電事業者に要請しているが、当該資料は提出されていないとしている。これらの資料は通常の工事であれば作成する詳細設計資料があれば足りるものであり、特段困難な要請をしているわけではないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑧ 認定時に場所及び設備が確保されていなかった出力 50kW 以上の太陽  
光発電設備の失効状況

(単位：設備、%)

区分		設備数
失効したもの		11 ( 34.4)
内 訳	提出された証拠書類では場所及び設備が決定している と確認できなかったため、失効したもの	2 ( 6.3)
	証拠書類の提出又は延長申立てがなかったもの	9 ( 28.1)
廃止の届出があったもの		2 ( 6.3)
運転開始済みのもの		1 ( 3.1)
場所及び設備が決定していると確認されたもの		15 ( 46.9)
期間を延長したもの (180 日延長)		1 ( 3.1)
審査中のもの		2 ( 6.3)
合計		32 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 26 年 12 月 15 日現在。

3 「場所及び設備が決定していると確認されたもの」15 設備のうち 1 設備は、出力が 50k 以上の設備として認定されていたものが、180 日以内に 50kW 未満に変更申請があり認定されたものであるが、便宜、計上した。

4 割合は、四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない。